

第三号書式（大二閣令一・追加、大八閣令九・昭二三總序令一・一部改正）

申牒書

位 納 功 氏 名

一 罪
一 刑 期 名

一 裁判確定年月日

調査事項	勲章、年金、記章又ハ 褒章ノ種類
勲記、年金証書、記章証状、褒 章証状、外国勲章佩用免許証又 ハ外国記章佩用免許証ノ番号	
授賜又ハ佩用免許ノ年月日	
授賜又ハ佩用免許ノ官職	
授賜又ハ佩用免許ノ所属庁	
授賜又ハ佩用免許ノ氏名	
明治三十七八年戦没ニ関スルモ ノハ発表官報年月日及頁数	

右勲章褫奪令施行細則第三条第二項ノ規定ニ依リ及申牒候也

官職 氏名印

年 月 日

賞勲局總裁

備 考

勲章、年金、記章又ハ褒章ノ種類ノ項ニハ左ノ順序ニ依リ記載スヘシ

- 一 勲章
 - 二 勲章年金
 - 三 記章
 - 四 褒章
 - 五 外國勲章
 - 六 外國記章
- 勲記、年金証書、記章証状、褒章証状、外国勲章佩用免許証又ハ外国記章佩用免許証ノ番号ヲ記載シタルトキハ他ノ調査事項ヲ記載スルコトヲ要セス